

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 ミニストップ株式会社	同上	同上
神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ	同上	同上
東京都中央区日本橋一丁目1番地1号 国分グローサーズチェーン株式会社	同上	同上
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	同上	同上
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート	同上	同上
群馬県前橋市龜里町900番地 株式会社セーブオン	同上	同上
兵庫県尼崎市潮江1丁目2番12号 株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット	同上	同上
東京都港区港南1丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	同上	同上
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地 株式会社システムアイシー	同上	同上

交通指導課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年1月28日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安 司

- 1 路線名 伊那生田飯田線
- 2 供用を開始する区間
伊那市富県9003番の89地先から
伊那市富県9003番の130地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年1月29日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年1月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信濃町スポーツ企画サービス
- 3 代表者の氏名
牧野 義夫
- 4 主たる事務所の所在地
上水内郡信濃町大字富濃2028番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は地域スポーツの拠点となる市民参加型のスポーツ施設の管理運営やスポーツイベントの企画運営等を行うとともに、県外からのスポーツ団体の合宿を積極的に誘致するために様々な情報を提供し、スポーツ振興による地域の活性化に寄与するとともに、保養地を訪れる皆様が素晴らしい自然環境の中で安心して過ごせる管理運営を提供し、地域振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月28日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ須坂西店

須坂市墨坂4-1-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

第一リース株式会社

東京都台東区虎ノ門1-2-6

3 変更事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
終日	午前6時30分～午前0時30分

4 変更年月日

平成28年2月16日

5 届出年月日

平成27年12月1日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年1月28日から平成28年5月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

出することができます。

平成28年1月28日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ稻葉店

長野市大字稻葉字母袋沖748ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分～午後10時30分	午前6時30分～午前0時30分

4 変更年月日

平成28年2月16日

5 届出年月日

平成27年12月1日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年1月28日から平成28年5月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤショッピングモール
長野市大字赤沼字聖下2414-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マツヤショッピングモール
長野市北尾張部710-1
- 3 変更事項
- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分～午後10時30分	午前6時30分～午前0時30分

- 4 変更年月日
平成28年2月16日
- 5 届出年月日
平成27年12月1日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年1月28日から平成28年5月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

県営横堰地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成28年1月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営横堰地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成28年1月29日から平成28年2月26日まで
- 3 縦覧の場所
東御市役所

農地整備課

公告

上田市における県営中山間総合整備事業殿城地区岩清水換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成28年1月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営中山間総合整備事業殿城地区岩清水換地区的土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成28年1月29日から平成28年2月26日まで
- 3 縦覧の場所
上田市役所

農地整備課

公告

平成28年1月20日、長野県中信平左岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成28年1月28日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成28年1月28日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-24第 3291号	株式会社小林工業所	小林 啓一	駒ヶ根市赤穂2375-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成27年10月1日	平成27年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 20304号	株式会社イナック	永田 裕志	上伊那郡宮田村5339	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業及び管工事業)の取消し	平成27年10月2日	平成27年9月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 19539号	株式会社矢澤興産	矢澤 安次	駒ヶ根市下平4453-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成27年10月2日	平成27年9月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24375号	小沢工業	小沢 昭	小諸市大字加増1060-44	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成27年10月2日	平成27年9月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 16993号	株式会社岡部建設	岡部 孝幸	南佐久郡佐久穂町大字高野町2823	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び装工事業)の取消し	平成27年10月5日	平成27年8月19日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 11003号	株式会社鳶友	塙田 芳樹	長野市大字長野大門町41	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業)の取消し	平成27年10月7日	平成27年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 16584号	株式会社小林板金	小林 信一	上田市富士山2416-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し	平成27年10月7日	平成27年9月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 18370号	有限会社小口電気工業	小口 充夫	松本市大字笹賀5813-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成27年10月19日	平成27年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 16438号	株式会社萩原	萩原 孝明	佐久市内山7146	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成27年10月20日	平成27年10月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-25第 24623号	北澤工務店	北澤 智浩	上田市古里171-1 1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成27年 10月26日	平成27年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 18042号	株式会社住建	各務 秀一	松本市双葉14-18	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成27年 10月26日	平成27年10月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 671号	株式会社カンテック	碓氷 幸治	佐久市野沢332-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鉄筋工事業)の取消し	平成27年 10月26日	平成27年10月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24644号	株式会社木下建工	木下 弘幸	諏訪郡原村10014-イ	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成27年 10月26日	平成27年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 14937号	株式会社マルスカサイ	河西 宗明	岡谷市若宮2-5-45	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成27年 10月26日	平成27年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 23654号	平川重量	平川 いづみ	佐久市上平尾765-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 11月2日	平成27年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 15043号	後藤電設株式会社	後藤 一	飯田市通り町3-7-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(機械器具設置工事業)の取消し	平成27年 11月5日	平成27年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 3975号	株式会社藤森工務店	藤森 孝	諏訪市大字中洲1595	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成27年 11月5日	平成27年10月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 21404号	有限会社山善建設	山崎 次男	長野市田中1324-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成27年 11月6日	平成27年11月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 18174号	株式会社三心	伊藤 勝	伊那市美篶7162-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び左官工事業)の取消し	平成27年 11月9日	平成27年11月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-23第 23120号	松本昭電エンジニアリング株式会社	平野 剛正	松本市大字島内51 62-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成27年 11月11日	平成27年10月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 7923号	内川設備有限会社	内川 健志	松本市庄内3-6-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 11月11日	平成27年11月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 15260号	有限会社マイ設備工業	伊藤 彰浩	大町市大字大町40 51-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、は装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 11月12日	平成27年11月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-27第 6612号	猿田建設株式会社	猿田 豊	安曇野市豊科5861-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成27年 11月17日	平成27年9月29日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 15515号	有限会社倉島建築	倉島 孝志	長野市若穂牛島80 9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成27年 11月17日	平成27年11月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 11364号	篠原電気商会	篠原 定夫	南佐久郡小海町大字千代里798	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成27年 11月18日	平成27年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 22855号	奥原建材	奥原 隆志	大町市大町6910-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 11月18日	平成27年11月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 454号	有限会社マルキ工業	小泉 達也	諏訪市大字豊田44 84	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業及び建具工事業)の取消し	平成27年 11月20日	平成27年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 20057号	有限会社阿部建設工業	阿部 宏幸	南佐久郡佐久穂町大字海瀬3463	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び造園工事業)の取消し	平成27年 12月1日	平成27年11月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-26第 24823号	吉原設備	吉原 勤	須坂市北相之島10 4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成27年 12月1日	平成27年11月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 21615号	有限会社宮崎建設	宮崎 新二	下伊那郡平谷村42 2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 12月3日	平成27年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 17977号	柴平建設	柴平 忠春	佐久市望月237	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成27年 12月4日	平成27年11月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-27第 6217号	有限会社小口熱研	小口 泰永	岡谷市赤羽1-3- 21	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成27年 12月4日	平成27年10月19日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 361号	有限会社生坂通建	山本 聖	松本市南原1-12- 8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成27年 12月4日	平成27年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 9271号	有限会社ヤマキ	佐々木 政美	下伊那郡高森町山吹371	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業)の取消し	平成27年 12月4日	平成27年12月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-22第 16448号	有限会社藤澤建設	藤澤浩幸	伊那市高遠町藤沢 4587	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び造園工事業)の取消し	平成27年 12月8日	平成27年11月5日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24997号	株式会社アートカフェ	五十棲 章夫	駒ヶ根市下平636- 6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成27年 12月10日	平成27年12月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24574号	I S O D A電工	磯田 寛	北安曇郡白馬村大字神城27438-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成27年 12月10日	平成27年11月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 14905号	朝倉建設	朝倉 佳明	北佐久郡御代田町大字御代田2586- 23	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 12月14日	平成27年12月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 13452号	小山産業株式会社	小山 義彦	長野市大字北長池 1800-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業、鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業)の取消し	平成27年 12月16日	平成27年12月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-23第 17043号	有限会社竹内商会	古家 みどり	千曲市大字屋代1500-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年12月16日	平成27年12月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 9410号	宮田工業株式会社	宮田 守	長野市青木島町大塚131-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成27年12月16日	平成27年12月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 22973号	有限会社島寄建築工業	島寄 豊明	下高井郡木島平村大字穂高1446-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成27年12月17日	平成27年12月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24611号	高橋興業	高橋 昌宏	小諸市大字滝原1261-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業)の取消し	平成27年12月17日	平成27年12月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 3460号	酒井工務店	酒井 賢治	大町市平10356-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成27年12月17日	平成27年11月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 19999号	第一化成株式会社	岡田 啓	松本市野溝木工1-6-44	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成27年12月25日	平成27年11月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 24130号	北島建工	北島 泰己	下伊那郡松川町元大島4273-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成27年12月25日	平成27年12月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-22第 22905号	東御電気株式会社	土屋 弘	東御市常田81-9	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成27年12月28日	平成27年12月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年1月28日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

1(1) 許可番号

平成27年10月13日 長野県松本地方事務所指令27松地建第8-6号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字道西924-13、926-3

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字島内5307-3

有限会社大黒開発 代表取締役 遠藤豊博

2(1) 許可番号

平成27年10月26日 長野県松本地方事務所指令27松地建第8-8号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字塙西503-1、503-3、503-4、503-5、503-6、503-7、503-36の内

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字笹賀5929-7

高原不動産株式会社 代表取締役 高原厚

3(1) 許可番号

平成27年10月27日 長野県指令27都第30-6号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字上西条字原183-18

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字塩尻町357-6 リンピアパルテール302

内川典浩、内川日香里

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年1月28日

長野県北信地方事務所長 田中功

1 許可番号

平成27年12月10日 長野県北信地方事務所指令27北信地建第13-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字三ツ和字柳下1407-1、1411-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字三ツ和1199番1

有限会社信州培養センター 代表取締役 萩原勉

都市・まちづくり課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定しました。

平成28年1月28日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成28年1月18日

3 指定道路の位置

飯綱町のうち別図に示す位置（別図は省略し、長野県長野地方事務所建築課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供します。）

4 指定道路の延長及び幅員

別図に記載するとおり

建築住宅課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年1月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
3月3日 (木)	午後1時 から 午後4時 まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日

の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課